岐阜市立女子短期大学副学長に関する規程

制定　令和2年 3月25日
改正　令和3年 3月31日　令和4年 2月24日
令和8年11月10日

（趣旨）

第1条　この規程は、岐阜市立女子短期大学処務規則（昭和48年岐阜市規則第19号。以下「規則」という。）第2条第1項に規定する副学長（以下「副学長」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2条　副学長の職務は、次の各号に掲げる職務とする。

(1)　教育面における大学運営に関する職務

(2)　企画・戦略に関する職務

(3)　その他学長から命ぜられた職務

2　前項各号に規定する職務のうち、特に学長が定める職務については、副学長が決定権限を有する。

（選考の時期）

第3条　学長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、副学長候補者の選考を行う。

(1)　副学長の任期が満了するとき。

(2)　副学長が辞任を申し出たとき。

(3)　副学長が欠員となったとき。

（選考の方法）

第4条　副学長の選考は、学長が行う。

2　学長は、本学の専任教授（岐阜市立女子短期大学の特定任期付教員の採用等に関する規程第3条第1項に規定する教授職の者を除く。）のうちから副学長を指名し、市長に通知するものとする。

3　岐阜市立女子短期大学学長選考規程の規定により学長候補者が選考された場合は、その者が副学長候補者の選考を行い指名するものとする。

（任期）

第5条　副学長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　前項の任期の末日は、当該副学長を指名する学長又は学長候補者の任期の末日を超えないものとする。

3　前項の規定にかかわらず、学長が任期途中で退任した場合の副学長の任期は、後任の学長が任命される日の前日までとする。
4　副学長が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任の任期は、前任者の残任期間とする。

（その他）
第6条　この規程に定めるもののほか、副学長に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、令和4年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、令和8年11月10日から施行する。